

都留市史

資料編 近現代

ヲ以テ取扱候処、右等ハ如何相心得可申哉
前書ケ条之儀ハ、差掛リ候義ニ付、御指揮奉蒙度候也

南都留郡

明治十二年一月廿九日

三吉村戸長

滝口登栄印

南都留郡長

齋土 齋殿

第三四号

書面伺ノ趣、左之通可相心得事

第壹条、伍長進退黜陟之義ハ、明治八年本県甲第廿貳号之外、同年
甲第六拾九号布達ニ照準、爾今戸長限り可取計事
第二条、本年本県丙第七号達之通、可取心得事

明治十二年二月十四日

南都留郡長 齋土 齋印

(法能 志村徳光家文書 村政・行政二七)

【解説】南都留郡の事務所が明治一一年に谷村に設置された。同年
七月の郡区町村編成法の制定によって設置されたのだが、この史料
は、所屬下二一か村と南都留郡との権限をめぐつての確認である。

三 郡役所設置に伴う事務取扱につき伺い

明治一二年(一八九)二月

伺書

昨十一年、甲第二百六拾七号御布達、従前区画ヲ被為廢、郡制御施
行相成付テハ、送入籍且寄留人及伍長進退等取扱方、左ニ奉伺候

第壹条

伍長進退黜陟及辞令書等、都テ処分之義ハ如何相心得可申哉

第貳条

送入籍及寄留証等ハ、戸籍法書式ニ依リ、区長連署奥印又ハ区印

三六 南都留郡役所の指示事項

大正五年(一九一六)

(表紙)

指示事項

「

一、伝染病予防ノ件

本年一月以来郡下ニ發生セル腸窒扶斯患者ハ百六十余名ノ多キ
ニ達シ、死亡者亦尠カラス、尚益々蔓延ノ兆アリ、加之長崎、
大坂、神奈川、東京等ノ各府県ニ發生セル虎列刺ハ、続々各地
ニ伝播シ殆ド底止スルトコロヲ知ラサル状態ニ付、此際大ニ衛
生組合ノ活動ヲ促シ、各自衛生ニ注意セシメ、左記各項ニヨリ
予防上ノ施設ヲ樹テ、毫モ遺憾ナキヲ期セラルベシ

一、隔離病舎ニ関スル件

郡下ニ於ケル隔離病舎ヲ視ルニ、其ノ多クハ破損荒廢甚シク、
殆ト患者收容ニ堪ヘサルモノアリ、故ニ一度伝染病患者ノ發生
アランカ、周章狼狽修繕ニ着手シ、或ハ民家借入レノ交渉ヲナ
ス等、徒ラニ患者ノ收容ヲ遷延シ、為メニ病毒ノ散布ヲ来ス等
ノ虞ナシトセス、故ニ病舎ノ設備ヲ完全ナラシメ、又未ダ全ク
設置ナキモノハ速ニ設立ノ方法ヲ講シ、以テ遺策ナカラシコト
ヲ要ス

記

一、有病地方ト交通シタルモノ、特ニ海水浴場、避暑地等ヨリ
ノ帰来者ノ健康狀況ニ注意スルコト

一、魚類取引業者並ニ其販売行商者ノ健康状態ヲ怠ラス注意ス

ルコト

一、嘔吐又ハ下痢等ノ急性患者、若クハ其死亡者アリタル場合
ハ、医師ノ検案ヲ受ケシムルハ勿論、有病地方トノ交通干
係又ハ飲食物ノ種類出所ヲ調査シ速ニ報告スルコト

一、前項該当者アリタル場合ハ、其ノ家族ハ勿論其他必要ト認
ムルモノニ対シ病症決定スル迄、可及的隔離ノ方法ヲ採
リ、極力病毒ノ散蔓ヲ防止スルコト

一、私立山梨衛生会ヨリ「コレラ」予防心得ヲ衛生組合・小学
校・町村役場ヘ配布ノ筈ニ付、一般家庭ニ該心得ノ概要ヲ
徹底セシムル方法ヲ講スルコト

一、堆積肥料奨励ニ関スル件

堆積肥料ハ肥料成分タル三要素ヲ含有シ、其ノ効能永續スルガ
故ニ、土壤改良上及農家經濟上、普通自給肥料中最モ貴重スヘ
キモノナレドモ、其ノ製造ノ適否ハ肥料効果ニ至大ノ關係ヲ有
スルモノナレバ、製造上充分ナル注意ヲ要スレドモ、本郡農家
ノ一般ニ製造シツ、アル堆肥ハ其方法完全ナラス、肥料有効成
分ヲ流失セシムル事甚ダ多キヲ以テ、本郡技術員ヲ派遣シ、製
造方法ニ関シ当業者ニ実地指導セシムベキニ付、御部内一ヶ所
若クハ二ヶ所ニ材料ヲ準備シ、適當ナル期日ヲ定メラレン事ヲ
望ム

一、地主会設置奨励ニ関スル件

町村地主会設置奨励ニ関シテハ、本年一月二十六日町村長会ニ
於テ協議シ、設置スル事ニ決定シタル以来、屢々注意ヲ促シタ

ルモ、未ダ其ノ設置ノ運ニ至リタルモノナキハ遺憾トスル所ナリ、各位ハ農会ヲ督シ、若クハ適宜奨励ヲ加ヘ、其ノ設立ヲ期セシメラレム事ヲ望ム

一、桑園反別縮少ノ件

桑園ノ改良ニ関シテハ、本県知事ヨリ訓示セラレタル所ニシテ、特ニ本郡桑園ハ広大ニ過キ、為ニ肥培耕作届行カサルヲ以テ、現在段別ヲ縮減シ、改植又ハ耕耘其ノ宜シキヲ得セシメ、從來ニ優ル収葉ヲ図ルコトハ本年一月二十六日各位会同ノ節指示シタル所ナルモ、爾來其ノ実績ノ見ルベキ町村少ナキハ甚遺憾トス、此際養蚕組合、町村農会等ト協力シ、不利益ナル老朽若ハ不良ノ桑樹ハ之ヲ改植、又ハ廃園ヲ決行セシメ、一面肥培耕耘ヲ奨励シテ桑葉ノ增收ヲ図リ、本年ニ於テ各町村トモ必ラス減縮ノ実績ヲ揚グル様留意セラレンコトヲ望ム

一、学校衛生ニ関スル件

児童ノ健康ヲ保全シ、其ノ發育ヲ優良ニシ、国民ノ体力ヲ増進セシメンニハ、学校医ヲ置キ、学校衛生ヲ重スルヨリ急務ナルハナシ、学校医ノ設置ハ、明治三十一年勅令第二号同年県訓令第三十二号ニヨリ其際設置スベキ筈ニテ、若シ特別ノ事情アリ之ヲ置クコトヲ得サルモノハ、知事ノ許可ヲ受クベキモノニ有之、然ルニ本郡ハ別紙参考表ノ如ク未設置校多キハ遺憾ニ堪エス、各小学校トモ必ス之ヲ設置シ、屢々其集会ヲ催フシテ学校衛生ニ関スル研究ヲ逐ケ、之ヲ学校家庭ニ実施シ、体育ノ振興ヲ図ルト共ニ、又心身ノ鍛練ニ留意セラレン事ヲ要ス

一、実業補習教育ニ関スル件

実業補習学校ノ改善ヲ図リ、地方実業ノ振興ヲ策スルハ、最も切実ナルコトニ属ス、然ルニ此種学校ノ成績ニ就テハ、尚遺憾ノ点少シトセズ、而シテ之レカ不振ノ原因タルヤ種々アルベシト雖ドモ要スルニ教員ニ適良ナルモノヲ得サルト、生徒出席ノ良好ナラサルトニアリ、サレハ教員ニ對シテハ益々優遇ノ途ヲ講ズルト共ニ、之レカ学力ノ補習ニ努メシメ、以テ内容ノ改善ヲ促ガシ、一面青年団ト連絡シテ生徒ノ出席ヲ誘導セシメ、之レガ振興ヲ計ラン事ヲ要ス

(大正二一三年「例規」)
(都留市蔵 旧禾生村役場文書七二)

【解説】 この史料は、禾生村の記録のなかにあった、南都留郡からの町村への指示事項で、主なものをあげると一つは大流行した腸チフスなどの伝染病予防の指示であり、二つには肥料奨励など農業技術の向上の奨励で、次いで町村地主会の設立奨励の注意である。こうした問題に一々郡役所の指示が出ているのである。

三九 南都留郡役所の指示事項

大正七年（一九一八）七月

（表紙）	
指示事項（大正七年七月五日町村長会）	
目次	
一 町村吏員ノ待遇ニ関スル件	一頁

二十五 副業奨励ニ関スル件	同
二十六 御大典記念造林ニ関スル件	十頁
二十七 公有林野造林奨励ニ関スル件	同
二十八 造林用樹苗供給ニ関スル件	十一頁
二十九 林産物利用開発ニ関スル件	同
三十 竹林造成奨励ニ関スル件	同
三十一 指示事項ノ徹底ニ関スル件	十二頁

一 町村吏員ノ待遇ニ関スル件

町村事務ノ成績ノ良否ハ、主トシテ其ノ吏員ノ能否ニ因ラサルハナシ、況ヤ近時ノ如ク事務益繁劇ヲ加ヘ、殊ニ現下ノ時局ニ処スルニ於テヤヤ、然ルニ從來町村吏員ノ諸給与ハ薄キニ失シ、從テ適材ヲ得ルコト能ハス、之ヲ以テ本年二月各位会同ノ際之カ給与ヲ厚フシ、適材ヲ採用シ、安シテ職務ニ精勵セシムル方法ヲ講スヘク訓示シ、各位亦茲ニ留意ノ結果、其ノ待遇稍向上シタルモ、本年度予算計上額ハ別表ノ通ニシテ、之ヲ一般官吏又ハ小学校教員等ニ比較スルトキハ尚格段ノ相違アリ、殊ニ物価騰貴ノ今日ニ於テ之ヲ顧ミサルカ如キハ、町村治上憂慮ニ堪ヘサル所ナリ、各位ハ宜シク其ノ町村財政上許ス限リ其ノ俸給手当旅費額等ヲ増額シ、又有給吏員退隠料条例及年功加俸条例ヲ設定シ、優良ナル吏員ヲ永ク其ノ職ニ就カシメ、以テ自治ノ発展ヲ遂行スヘク企画セラレムコトヲ望ム

二 町村税徴収ニ関スル件

町村税納期勵行ニ就テハ、奨励方法ヲ設クル等各位ノ尽力ニ依リ漸

二十四 広幅織物奨励ニ関スル件	九頁
二十三 蚕種ノ改良ニ関スル件	同
二十二 桑園改良ニ関スル件	八頁
二十一 耕地ノ改良及拡張ニ関スル件	同
二十 堤塘保護ニ関スル件	同
十九 神社ノ火災盗難ノ予防ニ関スル件	同
十八 境内神社整理ニ関スル件	七頁
十七 神職優遇ニ関スル件	同
十六 神社合併ニ関スル件	六頁
十五 入退営兵ノ送迎及軍服調整ノ件	同
十四 兵營視察及在營兵慰問ニ関スル件	同
十三 海軍志願兵応募奨励ニ関スル件	五頁
十二 召集徵発事務ニ関スル件	同
十一 通俗教育ニ関スル件	四頁
十 図書館並読物ニ関スル件	同
九 学校医ニ関スル件	同
八 実業補習学校ニ関スル件	同
七 体操機械ノ設備ニ関スル件	三頁
六 代用教員俸給ニ関スル件	同
五 統計ニ関スル件	同
四 軍事救護ニ関スル件	同
三 罹災救助基金法ノ改正ニ関スル件	二頁
二 町村税徴収ニ関スル件	同

政治・行政 第1節

々改善ノ域ニ赴キツアルモ、大正六年度町村税ヲ、本年四月中ニ完結シタル村ハ僅ニ九ヶ村、大正七年度四月中ノ納期ニ属スル分ヲ六月二十日迄ニ完結シタル町村ハ四ヶ村ニ過キス、抑町村税ノ徴収ハ町村歳入ノ大部ニシテ、之カ整否ハ町村ノ消長ニ関ス、各位ハ自今一層奮励ノ上、部下吏員ヲ激励シ、以テ納期内完納ノ実ヲ挙げラレムコトヲ望ム

三 罹災救助基金法ノ改正ニ関スル件

罹災救助基金法改正ノ結果、基金運用ノ範圍拡張セラレ、広ク一般ノ公共団体ニ対シ供給ヲ為シ得ルコトナレリ、県ニ於テハ可成其ノ融通ヲ低利簡易ナラシメラルル趣ニ付、一般公共団体ハ必要ナル事業ノ遂行ニ当リ、其ノ財源ヲ起債ニ俟ツ場合ハ之ヲ利用セラレムコトヲ望ム

四 軍事救護ニ関スル件

軍事救護法ノ実施ニ関シテハ、本年二月各位会同ノ際指示シタル所ナルモ、未ダ該法ノ趣旨徹底セサルニ因ルカ、本郡ニ於テハ本法実施以來救護セラレタルモノ僅ニ二件ニ過キス、各位ハ此ノ際管内洩ナク被救護者ノ有無ヲ調査シ、苟モ之カ該当者アラハ直ニ出願セシメ、以テ此ノ恩典ニ浴セシムル様努メラレムコトヲ望ム

五 統計ニ関スル件

統計ハ社会各般ノ現象ヲ觀察シ、其ノ發達消長ノ跡ヲ表顯スルト共ニ、将来施設ノ基礎指針ト為スヘキモノナルカ故ニ、單ニ計數ヲ列ネ体裁ヲ整フルヲ以テ能事レリト為スヘキニアラス、其ノ調査ハ精確迅速ニシテ実用ニ適スルモノナラサルヘカラサルハ今更言ヲ俟

タサル所ナレハ、各種統計表ヲ調製スルニ当リテハ、特ニ此ノ点ニ留意セラレムコトヲ望ム

六 代用教員俸給ニ関スル件

小学校教員ハ今回俸給令改正ノ結果、破格ノ優遇ニ浴シタリト雖、同改正ハ正教員及准教員ニ限ラレ、独リ代用教員ハ此ノ恩典ニ浴スルヲ得ス、權衡上甚タ遺憾トスル所ナリ、各位ハ相当地増俸ノ途ヲ講シ、以テ其ノ權衡ヲ得セシメラレムコトヲ望ム

七 体操機械ノ設備ニ関スル件

体操機械ニ関シテハ、各位ノ配慮ニヨリ漸次其ノ設備完カラムトシツツアリト雖、未タ完成ヲ見タル学校極メテ尠シ、各位ハ国民体力ノ根元養成ニ着眼セラレ、其ノ設備ノ一日モ速カナムコトニ努力セラレムコトヲ望ム

八 実業補習学校ニ関スル件

実業補習教育ニ関シテハ、本年二月各位会同ノ際客年十一月ノ県訓令ニ基キ、夫々其ノ町村ニ適切ナル改善ヲ施スヘキ旨指示シタル所ナルモ、未タ之カ改善ノ実ヲ挙げタルモノ多カラス、各位ハ各学校長ト協議研究ノ上改善ヲ急カレムコトヲ望ム

九 学校医ニ関スル件

学校医ノ設置ハ各位ノ特別ナル努力ニヨリ、僅ニ五校ヲ除ク外悉ク設置ヲ了シタリ、未設置ノ町村ニ於テハ速ニ設置ノ手續ヲ履マレムコトヲ望ム

十 図書館並読物ニ関スル件

今ヤ郡下各所ニ簡易図書館、或ハ巡回文庫等新設セラルルモノ多キ

ハ誠ニ喜フヘキ現象ナリト雖、之カ利用ノ方法ニ至リテハ未タ尽ササル点尠シトセス、更ニ一段ノ考慮ヲ加ヘシメラレムコトヲ望ム、又其ノ備付ノ図書ノ種類ハ善ク其ノ選択ニ留意シ、常ニ智徳ノ啓発ト健全ナル思想ノ涵養トニ資セシメ、其ノ有害ナルモノハ厳ニ之ヲ排除セシムル様努メラレムコトヲ望ム

十一 通俗教育ニ関スル件

通俗教育ノ施設ハ極メテ軌近ノ發達ニ係リ、将来之カ改善ヲ要スルモノ尠カラサルモノアリ、今後一層其ノ内容ヲ充實シテ、国民教化ノ目的ヲ達セシムトスルニハ、各町村ノ事情ニ応ジ最モ適切ナル方法ヲ講スルノ必要アリ、此ノ点ニ関シテハ特ニ各位ノ考慮ニ待ツモノ多シ、今ヤ時勢ノ進歩ニ伴ヒ、学校教育ノ効果ヲ助長スルノ要益多ク、殊ニ社会ノ風潮ハ国民思想ノ統一ヲ促シ、健全ナル民風ノ作興ヲ要スルコト切ナルニ際シ、通俗教育ニ関スル施設ノ普及改善ヲ企図スルハ実ニ喫緊ノ要務ト云フヘシ、各位ハ其ノ村小学校長ト協議シ講演会、図書館、巡回文庫其ノ他諸般ノ施設ニ於テ一段ノ改善ヲ加ヘ、其ノ実効ヲ挙げラレムコトヲ望ム

十二 召集徵発事務ニ関スル件

町村ニ於ケル召集及徵発ニ関スル事務ハ、実ニ国軍ノ計画ニ至大ノ關係ヲ有シ、其ノ整否ハ如何ニ国防充實並作戰計画ニ關係アリヤハ欧州大戰ノ実況ニ於テ、最能ク之ヲ表証セラレタリ、今郡下ノ状況ヲ見ルニ、其ノ事務ハ逐年進歩ノ状態ニアルヲ認ムルモ、尚整備不完全ニシテ実施ニ際シ支障ヲ生スヘシト認メラルヘキモノ多々アルハ、洵ニ憂慮ニ堪ニス、依テ今後一層検閲ヲ厳ニシ、且其ノ成績ハ

期 正 大 第6章

甲乙丙ノ符号ヲ以テ表示スヘキ次第ニ付、整備ヲ要スル事項ハ此ノ際直ニ完整ニ努メ、実施ニ当リ些ノ遺憾ナキヲ期シ、以テ其ノ事務ノ整全ヲ図ラルヘシ

十三 海軍志願兵応募奨励ニ関スル件

海軍志願兵ノ徵募ニ付テハ、海軍ノ中堅トナルベキ下級幹部員及最精銳ナル兵士ノ養成ヲ目的トスルモノナルヲ以テ、我海軍ニ於テハ最之ニ重キヲ置ク所ナルニ、欧州戦乱ノ影響ヲ受ケ、青年就職ノ途俄ニ開ケタル等ノ為、一般ニ志願兵ノ減少（殊ニ本郡ニ於テ著シ）シタルハ優秀ナル兵員採用上甚遺憾トスル所ニシテ、殊ニ海軍充實案モ議會ノ容認スル所トナリ、爾今多数ノ兵員採用セラルヘキニ付、海事思想ノ普及ニ務メ青年ノ奮起ヲ促シ、以テ優良ナル多数ノ応募者ヲ得ル様特ニ奨励セラレムコトヲ望ム

十四 兵營視察及在營兵慰問ニ関スル件

地方公吏及在隊兵ノ父兄等ノ兵營ヲ視察慰問スルコトハ、地方ト軍部トノ連繫ヲ密接ナラシメ、相互ノ意志ヲ融和シ、在營兵士ハ依テ以テ士氣ヲ鼓舞セラレ、勤務上ノ成績ニ至大ノ好影響ヲ与ヘ、且一般軍事思想ノ啓発普及上大ノ効果アルヲ以テ、之カ慰問ニ関シテ客年七月各位会同ノ際指示シタル所ナルモ、本郡ニ於テ之ヲ実行シタル者少キハ甚遺憾トス、本年ニ在リテハ、臨時適當ノ機会ヲ利用シ、成ルヘク多数同時ニ之ヲ実行セラレムコトヲ望ム

十五 入退營兵ノ送迎及軍服調製ノ件

現役兵ノ入營及退營兵ノ帰郷ニ際シ、盛宴ヲ催シ金品ノ贈答ヲ行フノ弊風矯正方及之等ノ經費ヲ轉換シテ軍服ヲ調製シ、入營兵ニ贈与

スルノ件ニ関シテハ、再応通牒セル所ナルモ未タ実施セル町村少ナク、大正六年中ニ於ケル状況別表ノ通ニシテ甚遺憾ノ次第ナリ、自今一層茲ニ留意シ、以テ矯正ノ実ヲ挙げラレムコトヲ望ム

十六 神社合併ニ関スル件

神社合併ハ、格別ノ由緒ナク且維持ノ方途ヲ得スシテ廢類ニ帰シ、却テ神威ヲ損スルカ如キ虞アル神社ニ就テ行ハルヘキモノナルヲ以テ、将来基本財産ノ蓄積、社殿ノ完備其ノ他跡地樹木ノ伐採等ヲ図ルカ為、強ヒテ合併ヲ行ハムトスルカ如キ場合、若ハ合併ノ為自ラ崇敬心ヲ傷ハシムルノ傾向アリト認メラルル場合等ニハ、之ヲ避ケシムルコトニ注意セサルヘカラス、惟フニ神社ハ世道人心ニ関スルコト極メテ密迹ナルモノアルカ故ニ、合併ノ措置ニ関シテハ上述ノ趣旨ヲ体シ、深ク神社ノ由緒並実状ヲ考慮スル等、最モ慎重ナル調査ヲ遂ケ、敢テ愆ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

十七 神職優遇ニ関スル件

本県ニ於テ曩ニ府県社以下神社神職俸給令ヲ制定セラレタルハ、神職ノ待遇ヲ改善シテ、優良ナル人物ヲ得ムカ為ニ外ナラス、而シテ本郡ニ於テハ、何レモ右俸給令ニ依リテ之ヲ実施セラレツツアリト雖、概シテ俸給額ノ寡少ナルハ甚タ遺憾トスル所ナリ、殊ニ時局ノ影響ニ依リ、物価暴騰セル今日ニ於テハ、増俸又ハ臨時手当金ヲ給スルノ必要アリトス、各位ハ茲ニ意ヲ致シ、神職ノ待遇向上ニ力メ、以テ神社ノ振興ニ尽サレムコトヲ望ム

十八 境内神社整理ニ関スル件

境内神社ノ徒ニ多数アリテ、中ニハ矮小而モ神社ノ体裁ヲ備ヘサル

セラルヘシ

二十二 桑園改良ニ関スル件

桑園改良ニ関シテハ、各位努力ノ結果其ノ成績見ルヘキモノアリト雖、本春蚕ニ於ケル桑葉ノ收穫ハ平年ニ比シ著シク減額シ、育蚕上桑葉ノ不足ヲ告ケタルモノ少カラサルカ如シ、之レ近年夏秋蚕ノ勃興ニ伴フ専用桑園ノ設置少キ結果ニ依ルヘシト雖、春蚕桑園ヨリ秋蚕期ノ摘葉過度ナルニ不拘、肥培ノ懇切ヲ欠キタルモノ多キト、昨冬ヨリ本春ニ至ル乾燥ト寒氣ノ強カリシ為、枯死セルモノ多キトニ依ルナルヘシ、各位ハ此際一層当業者ヲ督励シ、肥培ヲ懇切ナラシメ、秋蚕期ニ於テ桑葉ノ不足ヲ来サシメサルト共ニ、一面専用桑園ノ設置ト荒廃セル桑園ノ改植トヲ行ハシメ、以テ蚕業ノ堅実ナル発達ヲ期セシメラレムコトヲ望ム

二十三 蚕種ノ改良ニ関スル件

蚕種ノ改良上優良ナル一代交雜種ニ依ルヲ利益トセルハ世既ニ定論アリ、県ニ於テハ之カ普及ヲ計ル為、原蚕種製造所ヲ設ケ、各府県ノ優良種ヲ蒐集シ、比較研究ノ上本県ニ適當ナル一代交雜種ノ基礎種ヲ蚕種製造者ニ配付セラルル予定ナル趣ニ付、各位ハ当業者ニ対シ之カ普及ヲ奨励シ、掃立蚕種ノ改良ヲ期スル様努力セラレムコトヲ望ム

二十四 広幅織物奨励ニ関スル件

我国ノ如ク一般ニ小幅織物ヲ需要スルノ国ハ他ニ其ノ類例ナキ所タルノミナラス、欧米諸国ニ於ケル織物界ノ大勢ハ、益広幅織物ヲ有利ト為スニ至レリ、蓋機械製織ヲナスノ組織ニ於テハ、大幅物ト為

モノアリ、又明細帳ニ登載ナキ境内神社ヲ鎮座セルカ如キハ、神社崇敬上當ヲ得サルノミナラス、神社維持費ニモ影響スル所少カラサルニ付、十分神職ヲ督励シ相当整理ヲ期セラルヘシ

十九 神社ノ火災盜難ノ予防ニ関スル件

火災盜難ハ固ト不慮ノ災厄タリト雖、日常之ニ対スル警戒ノ嚴ナルアラハ、或ハ之ヲ未然ニ防キ、或ハ大事ニ至ラサルニ先チテ之ヲ遏ムルコトヲ得ヘシ、各位ハ神社ノ実況ニ考ヘ、今後一層神職ニ対シテ奉務規則ノ勵行ヲ促シ、平素取締方法ヲ嚴ニシ、万一ヲ警戒セシメ、以テ災害ヲ防上遺憾ナカラシムコトヲ期セラルヘシ

二十 堤塘保護ニ関スル件

堤塘保護管理ノ水上忽ニスヘカラサルハ今更絮説ヲ要セス、之ヲ以テ堤塘ノ荊棘雜草刈払方ニ関シ、先年各位ノ注意ヲ促シタルヲ以テ、夫々実行セラレツツアリト信スルモ、万一之ヲ怠ルコトアラムカ堤塘保護上甚タ遺憾ノ次第ニ付、各位ハ在郷軍人分会、青年団等ヲ督励シ以テ確實ニ実行セラレムコトヲ望ム

二十一 耕地ノ改良及拡張ニ関スル件

從來主トシテ耕地改良ノ目的ヲ以テ施行シ来レル耕地整理事業ハ、其ノ成績著シキモノアリ、今後同事業ノ施行ヲ要スルモノ尚頗ル多シ、而シテ政府ハ国民食糧自給上ノ必要ニ基キ、本年度ヨリ特ニ土地利用ノ計画ヲ行ハムトシ、既ニ新ニ耕地拡張ノ事業ニ着手セリト雖、固ヨリ從來ノ耕地整理事業ヲ閑却スルモノニアラス、兩者相俟ツテ土地ノ生産能力ヲ十分ニ發揮セシムトスルニ外ナラス、各位ニ於テ此ノ趣旨ニ基キ、耕地ノ改良及拡張事業遂行上違算ナキヲ期

スノ有利ナルコト固ヨリ言ヲ俟タス、独リ生産上ニ於テ工賃ヲ節約シ得ルノミナラス、需要上ニ於テモ亦衣服ニ裁断スルニ際シ、其裁屑ヲ減シ得ルノ利アリ、然ルニ我邦ノ織物ノミ今尚世界ノ大勢ニ反シテ小幅物ヲ主トセルハ、蓋シ因襲ノ久シキニ因ルモノナルヘシト雖、海外ヨリ我製品ノ供給ヲ需ムルコトアラムカ、特別ニ製織スルニ非サレハ直ニ其ノ需要ニ応スルコト不能カ如キハ甚之ヲ遺憾トセサル能ハス、我風俗習慣ニシテ必ス小幅物ノミヲ要シ、全然広幅物ノ需要ナキモノトセハ、是非止ムヲ得スト雖、彼ノ「モスリン」「ネル」「セル」金巾等ハ夙ニ範ヲ広幅ニ採リタル為、現ニ広幅物トシテ広ク海外ノ市場ニ売買セラルルニ徴スレハ、決シテ小幅物ニ執着スルノ必要ナキヤ明ナリ、各位ハ織物業者及販売業者ニ対シ、広幅織物ニ改ムルノ利益多キヲ説示シ、之カ奨励ニ努メラレムコトヲ望ム

二十五 副業奨励ニ関スル件

欧州戦乱ノ余波ハ、延イテ物価ノ昂騰ヲ来シ、農村生活上層ノ困難ヲ加フルニ至レリ、故ニ本業タル産業ノ開發ヲ図リ、収入ノ増加ヲ期スルノ緊要ナルハ固ヨリ論ヲ俟タスト雖、一方其ノ余暇ヲ利用シテ適當ナル副業ヲ經營セシムルハ、単ニ經濟ノ緩和ヲ図ルニ於テ効果多キノミナラス、閑居遊惰ニ流ルルノ余地ナカラシムルハ、国民風紀ノ向上ニ及ホス効果亦尠カラス、故ニ本県ニ於テモ政府ノ施設ト相待テ、本年度ヨリ県農會ヲシテ之ニ関スル基礎調査ヲ為サシメ、将来ノ奨励方針ヲ確立セラレムトス、各位ニ於テモ此ノ趣旨ニ基キ、今後益副業ノ奨励ニ努メ、以テ地方ノ振興ニ資セラレムコトヲ望ム

二十六 御大典記念造林ニ関スル件

本記念造林ハ其ノ面積拾七町八畝拾五歩（此外郡有記念林五拾町三段八畝二十六歩）ニ達シ、着々成功シツツアルモノト認ムルモ、之カ完成ヲ期スルニハ尚各位ノ努力ヲ要スルモノ尠カラサルヘシ、殊ニ本造林ハ其ノ事業ノ性質上、中途蹉跌ヲ来スカ如キコトアリテハ恐懼ニ堪ヘサル次第ナルヲ以テ、火災其ノ他各種ノ災害ニ付平素特ニ注意ヲ払ヒ、之カ保育ニ努メ以テの確ナル成功ヲ期セラレムコトヲ望ム

二十七 公有林野造林奨励ニ関スル件

公有林野造林奨励ノ事業ハ、治水事業中重要ナルモノナルニモ拘ラズ、時局ノ影響ニヨリ造林費ノ昂騰甚タシク、従テ本事業ノ進捗ヲ阻滯スルアルヲ以テ、政府ハ造林費国库補助率ヲ改正シテ、金額ノ制限ヲ撤廃シ、幾分補助金ヲ増額交付スルノ方針ヲ以テ、本事業ノ促進ヲ計リ、本県亦其ノ趣旨ヲ体シテ奨励ヲ加ヘラルルヲ以テ、今後一層本業ノ為努力セラレムコトヲ望ム

二十八 造林用樹苗供給ニ関スル件

造林事業ノ促進ハ、優良ナル樹苗ノ供給ニ待ツ所多シ、然ルニ近時樹苗ノ養成減少シ苗木ノ供給益不足ヲ告ケ、価格著シク騰貴シ、甚

シキハ時局前ノ三倍乃至四倍ニ達セルモノアルノ実況ニシテ、造林上ノ障碍尠カラズ、各位ハ宜シク樹苗圃ノ新設拡張及病虫害ノ予防駆除ノ普及等適切ナル施設ニヨリ、漸次樹苗ノ供給ヲ潤沢ナラシメムコトヲ望ム

二十九 林産物利用開発ニ関スル件

木竹類、蔓、草類、菌茸、樹皮、樹実等各種ノ林産物ニシテ、将来利用開発ヲ要スルモノ尠カラズ、就中森林ノ副産物タル椎茸、山葵、ロート、黄蓮、カナト蔓、アケビ蔓、篤竹等ノ利用及其ノ培養並木炭製造ノ副産物タル木醋液ノ採取利用ニ付テハ、将来益奨励ノ要アリト認ムルヲ以テ、一層留意セラレムコトヲ望ム

三十 竹林造成奨励ニ関スル件

郡ニ於テ客年三月竹林造成奨励規程ヲ定メ、県ト共ニ補助金交付ノ途ヲ開キタルモ、昨年度補助面積ハ僅ニ六段歩ニ過キス、蓋シ未タ竹林造成法ニ対スル知識ノ幼稚ナルト、本規程ノ一般当業者ニ周知セサルトニ起因スルモノナラム、曩ニ之カ方法ノ普及ヲ計ル為、印刷物ヲ配付シ置キタルヲ以テ、各位ハ之ニ基キ河川沿岸等經濟上未タ有利ニ使用セラレサル土地ニ竹林ノ造成ヲ奨励シ、以テ直接間接ニ其ノ効果ヲ挙クルコトニ努メラレムコトヲ望ム

町村吏員報酬給料及町村役場費比較調

町村名	町村長報酬年額	助役報酬年額	収入役給料年額	定員	書記月給平均	役場費	現在戸数	役場費現戸一戸平均負担額
谷村町	一〇〇円	三〇円	三〇〇円	七	一七五〇円	四、二五八八二円	一、三五〇	三、一五

宝村	一〇〇	五〇	一四四	二	一五、〇〇	一、八五六、二二	四五〇	四、一三
禾生村	七〇	六〇	二二六	三	一六、〇〇	一、九七七、六一	五八二	三、四〇
三吉村	五五	三三	八〇	二	一一、七五	一、〇二六、六五	二五八	三、九八
開地村	三〇	一五	六〇	二	一三、〇〇	九八四、〇〇	二三〇	四、二八
盛里村	五〇	二〇	一二〇	三	一三、〇〇	一、三七四、一五	三五四	三、八九
秋山村	一〇〇	八〇	一四四	二	一四、〇〇	一、六四七、九〇	四四二	三、七三
道志村	八四	七〇	九六	一	一五、〇〇	一、四二五、九五	四一五	三、四四
東桂村	一〇〇	五〇	一八〇	四	一四、五〇	二、二七九、二五	六八二	三、三四
西桂村	一五〇	一〇〇	二〇四	四	一三、七五	二、三九九、〇〇	五七〇	四、二一
瑞穂村	一二〇	有給 二二六	二〇四	六	一五、〇〇	二、九七〇、〇〇	一、一〇七	二、六八
明見村	八〇	六〇	一五六	四	八、五〇	一、六二九、六〇	六二七	二、六〇
忍野村	七〇	五〇	一八〇	二	一一、〇〇	一、四三八、七九	三三三	四、〇八
中野村	六〇	四〇	一〇二	二	一一、五〇	一、二二〇、四五	二七三	四、四八
福地村	一〇〇	有給 一八〇	一八〇	五	一三、〇〇	二、二二二、七五	六〇四	三、六六
船津村	九〇	七〇	一二〇	二	一五、〇〇	一、四〇八、八二	四〇五	三、四八
小立村	一八〇	一四〇	一五〇	一	一〇、〇〇	一、一〇一、六六	三六二	三、〇四

鳴沢村	大嵐村	勝山村	小立村	船津村	福地村	中野村	忍野村	明見村	瑞穂村	西桂村	東桂村	道志村	秋山村	盛里村	開地村
二	一	八	二	四	七	四	九	三	三	九	七	八	一	五	三
一		三	三		一	二	一	四	四				一	三	
00,000		1,000	3,000		2,000	4,000	1,000	6,000	7,000				1,000	7,000	
二		五	七	五	三	三	三	七	八	八	一	七	一	三	二
110,000		4,000	10,000	11,000	10,000	3,000	4,000	14,000	17,000	2,000	3,000	4,000	2,000	4,000	21,000
二		四	四	一	二	三	二	二	四	三		二	一	三	
04,000		1,000	10,000	3,000	1,000	1,000	3,000	8,000	4,000	2,000		2,000	1,000	5,000	
		二	三	二	一		一	二	二	三		四	一	一	一
		00,000	00,000	00,000	00,000			00,000	1,000	00,000		2,000	00,000	00,000	110,000
一		四	三		一	三	二	七	七	三	一	一	一	二	一
00,000		00,000	00,000		1,000	2,000	00,000	4,000	4,000	00,000	1,000	2,000	1,000	2,000	00,000
04,000		三	五	一	一	一	一	七	五	一	一	三	一	一	一
		1	二			一		三		一					
		00,000	00,000		00,000	00,000		00,000	00,000	00,000		00,000	00,000	10,000	
	1	1			三		二		二	二		五	一		
00,000	10,000	00,000			2,000		00,000		4,000	1,000		00,000	8,000		10,000

町 村 名	区 分	入 隊 人 員			受ケタル 餞 別			受ケタル 送別会			自費ニテ親 戚外ヲ招待 シタルモノ			入營ノタメ 衣服ヲ新調 シタルモノ			軍服ヲ着用 シテ入營セ シモノ			以 上 総 計
		員	人	旗	員	人	旗	員	人	旗	員	人	旗	員	人	旗	員	人	旗	
三吉村		二	二		一	一		一	一		一	一		一	一		一	一		二,000
禾生村		四	三		四	二		三	三		一	三		一	三		一	三		1,500
宝村		五	一		三	二		一	二		一	二		一	二		一	二		1,000
谷村町		九	一		八	三		三	五		四	三		一	四		一	四		4,000

南都留郡大正六年度現役兵入隊景況町村別調査表

甲府連隊区司令部調査

平均額	九二	有給 一九五六	一三五	二人 四分	一三、五〇〇	一、五六九、〇七	四四七	三、五一
河口村	七〇	二四	七八	二	六、五〇	七八四、七八	二三八	三、三〇
大石村	一〇〇	三六	八四	一		七四五、七〇	二七〇	二、七六
一長ヶ浜村組合外	一二〇	六〇	一〇〇	一	一二、五〇	一一一五、〇〇	二二〇	五、三一
鳴沢村	一二〇	九〇	九〇	一	一二、〇〇	九五八、八八	二四三	三、九五
大嵐村	一〇二	三六	村長兼務	一		二九四、三〇	五四	五、四五
勝山村	八五	六五	一二〇	一	一五、〇〇	九七八、二五	二〇一	四、八七

長浜村	一	一	二、〇〇			一	九〇〇	一	一五、〇〇			二、〇〇
西湖村	一			一	四〇〇	一	二、〇〇					一六、〇〇
大石村	三		三	四、〇〇	三	一、〇〇	〇、〇〇					六、一、〇〇
河口村	三	一	五、〇〇	一、〇〇〇	五	四、二〇	一、〇〇	一	六、〇〇	一	一〇、〇〇	三、〇〇
合計	二五、三	七、〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	三、八五	二七	三、七五	三、〇〇	一	一五、〇〇	三、〇〇	三、五、〇〇

(大正二、一三年「例規」)
(都留市蔵 旧禾生村役場文書七二)

【解説】 郡下の町村長への南都留郡役所の三一項目にわたる指示事項である。丁度この指示が出された大正七年に原教内閣から郡制廃止の法律案が議会に提出されている。その提案理由として、郡独自の事業として注目されるのがない、というのがあった。この指示事項から、それぞれの問題は上部団体の県が処理すれば済むことか、そして町村の自治を拡充することが本来の姿であるか、それともやはり郡の存在価値があるのか、などの諸点から読み込む資料となるだろう。

三〇 南都留郡郡費の各町村分賦額の達し

大正八年（一九二〇）二月

南都留郡告示第四号

郡会ノ議決ヲ経タル大正八年度郡費各町村分賦額、左ノ如シ

大正八年二月二十七日

南都留郡長 大田 卓郎

記
一金老万六百八拾七円貳拾壹銭
内

谷村町	金貳千五百参拾参円参拾七銭
宝村	金五百九拾七円九拾四銭
禾生村	金七百九拾壹円七拾壹銭
盛里村	金貳百参拾八円五拾壹銭
秋山村	金貳百七拾参円四拾六銭
道志村	金貳百拾五円六銭
開地村	金貳百貳円八拾五銭
三吉村	金貳百貳拾四円九拾五銭
東桂村	金八百五拾四円貳拾九銭
西桂村	金六百五拾六円拾貳銭

明見村	金六百九拾貳円参拾五銭
瑞穂村	金壹千参百貳拾四円拾七銭
福地村	金六百七拾貳円八拾五銭
忍野村	金百六拾八円貳拾参銭
中野村	金百五拾参円四拾九銭
船津村	金参百八円九拾九銭
河口村	金百貳拾参円四拾銭
大石村	金百四拾九円参拾五銭
西湖村	金参拾貳円六拾銭
小立村	金百九拾九円参銭
勝山村	金九拾七円九拾八銭
鳴沢村	金百拾円九拾六銭
長浜村	金参拾円八銭
大嵐村	金参拾五円四拾七銭

三一 南都留郡役所の指示事項

大正八年（一九二〇）九月

(表紙)

指示事項

目次

- 一、県會議員及郡會議員選挙ニ関スル件 一
- 二、民力涵養ニ関スル件 一
- 三、節米実行奨励ニ関スル件 一
- 四、機業経営ニ関スル件 二
- 五、伝染病ノ予防ニ関スル件 二
- 六、水道設備ニ関スル件 三
- 七、品評会出品勧誘ニ関スル件 三
- 八、臨時手当給与ニ関スル件 三

一、県會議員及郡會議員選挙ニ関スル件

近ク行ハルヘキ県會議員及郡會議員選挙ニ関シ、其ノ選挙事務ニ就

【解説】 郡制廃止案の根拠に、郡には独自の事業がない、というのがあった。これに対して郡に経費の徴収権を与えないでいて独自性がないという意見はおかしい、ということも主張されていた。事実郡独自の徴税の権限はない。史料にあるとおり南都留郡の郡費の殆どが、各町村からの分賦額である。

キ、法規ノ厳正勵行等、苟モ錯誤遺脱ナキヲ期セラレツ、アルヘシト雖、選挙民カ其ノ選挙権ノ行用ニ関シテ愆リナカラムコトヲ期スル上ニ於テ、尚遺憾ノ点尠シトセス、之ヲ従来ノ例ニ徴スルニ、選挙毎ニ多少ノ違反者ヲ出ササルコトナキノミナラズ、選挙ノ回ヲ重ヌルニ從ヒ増加セムトスルノ傾向アルハ、選挙界ノ情弊力深ク、其ノ間ニ浸潤セルモノアルノ証徴タリ、苟モ此ノ弊害ヲ廓清スルニアラサレハ選挙ノ公正ヲ期スヘカラサルハ勿論、地方ノ風俗ヲ害シ、社会道德上ニ及ホス影響、亦勘ナカラス、是レ畢竟、選挙ノ意義・精神カ選挙民ニ十分徹底セサルニ因ラスムハアラス、各位ハ宜シク此ノ点ニ留意シ、一般有権者ニ対シ真ニ選挙ノ神聖ニシテ自由公平ニ行ハレサルヘカラサル所以ヲ周知徹底セシムルコトニ努メ、以テ選挙ノ廓清ヲ期セラレムコトヲ望ム

二、民力涵養ニ関スル件

戦後民力ノ涵養ニ関シテハ、本年六月各位会同ノ際、内務大臣ノ訓令五大要綱ヲ示シ、其ノ後本県ニ於テ定メタル実行細目ヲ通牒シ置キタルニ依リ、各位ハ地方ニ適応セル項目ヲ選定シ夫々実行セラルエツ、アルヘシト信スルモ、右ハ緊要且至難ノ業タルヲ以テ、慎重ニ講究シテ之ヲ実行シ、以テ其ノ効果ヲ挙ケラレムコトヲ望ム

三、節米実行奨励ニ関スル件

生活ヲ安易ニシ生計ヲ低廉ニシ、以テ家政經濟ノ改善ヲ図ルハ、国民ノ幸福ヲ増進シ、國家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ナルヲ以テ、主要食糧タル米価ノ暴騰セル今日、混食代用食ヲ奨励シ、出来得ル限り麦・豆其ノ他雜穀類並ニ甘藷・馬鈴薯等蔬菜類ノ食用増加ヲ図リ、

從來本郡ニ於テ流行セル赤痢・腸窒扶斯・パラチブス等ノ伝染病ハ其ノ多クハ飲用水ノ媒妁ニ依レルモノ、如シ、今其ノ流行地帯ニ就テ見ルニ、簡易水道ノ如キ設備ナキ用水粗惡ナル地帯ニ多キ事實ヲ示セリ、是ニ由テ之ヲ觀ルニ、飲用水ノ改良ハ独リ保健上ノ問題ニ止ラスシテ、防疫上ノ目下ノ急務ナリト信ス、各位ハ宜シク意ヲ茲ニ致シ、未タ簡易水道ノ設ケナキ町村ニ於テハ之ヲ設置シ、其ノ設置アルモ不完全ナルモノハ之ヲ改良シ、以テ保健上及防疫上遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

六、水道設備ニ関スル件

本郡ニ於テ目下流行セル伝染病ハ別紙ノ如クニシテ、漸次蔓延ノ兆アリ、各位ハ成規並ニ通牒ニ基キ之カ予防ニ尽力セラレツ、アルヘシト信スルモ、尚未タ之ヲ撲滅スルコト能ハサルハ遺憾トスル所ナリ、由來伝染病流行ハ其ノ予防上注意ノ欠如ニ基クモノニシテ、就中腸チブス・パラチブスノ如キ、其ノ伝染ノ媒ハ舐用水ニアルカ如シ、今其ノ流行地帯ニ就テ見ルニ、⁽⁴⁾管易水道ノ如キ設備ナキ用水粗悪ナル地帯ニ限ラレテ流行シ、且流行地ヲ貫流セル用水路ニ沿ヒテ蔓延シツ、アルハ蔽フヘカラサル事実ナリトス、各位ハ宜シク茲ニ留意シ、患家ノ監督ヲ厳ニシ、一般ノ予防ヲ励行シ、殊ニ健康診断・予防注射等ヲ行ヒ、且患者ハ必ス之ヲ隔離病舎ニ收容シ、以テ予防上萬遺憾ナキヲ期セラルベシ

七、品評会出品勧誘ニ関スル件

農産業ノ改良発達ヲ図ルハ、戦後ノ対策上最必要ナリトス、而シテ其ノ改良発達ヲ図ル方法種々アルヘシト雖、農産物ノ品評会ヲ開催

以テ一面食米ヲ節約シ、他面ニ於テ農家ヲシテ高価ナル米麦其ノ他ノ農産物ノ販売數量ヲ多カラシメ、農家經濟ノ安固ヲ図ルハ目下ノ急務ニシテ、且國民ノ義務ナリト信ズ、本県ニ於テハ茲ニ見ル所アリ、近來節米ニ関スル講演会ヲ屢開催シ、右ノ趣旨ノ実行ヲ奨励セラレツ、アリ、各位ハ宜シク茲ニ留意シ、別紙印刷物ヲ配布シ、其ノ実行規約又ハ組合等ヲ設ケテ此ノ趣旨ノ徹底ニ努メ、以テ其ノ実効ヲ挙ケムコトヲ期セラルヘシ

四、機業經營ニ関スル件

近來本郡ノ機業ハ好況ヲ呈シ、從テ水力・電力応用ノ織機頓ニ増加シ、輸出向ノ生産又益盛ムナラムトス、是レ洵ニ喜フヘキ現象ナリト雖、翻テ其ノ内狀ヲ看察スルニ、將來ヲ顧慮セス一時的ノ利益ニ走り、其ノ経営堅実ナラサルモノアルハ、畢竟從業者及経営者ノ斯業ニ對スル智識ノ乏シキ結果ナリト信ス、各位玆ニ留意シ、此ノ際從業者及経営者ハ勿論、青年男女ヲ集メ毎月少クトモ一・二回相當講師ヲ聘シ、^(Hand)商工業ニ於ケル智識技能ヲ増進セシメ、且商工業ニ関スル道德及商工業史其ノ他現下ノ狀況等ヲ通俗的ニ知ラシメ、以テ堅実鞏固ナル發展ヲ期セシメラレムコトヲ望ム、又機業ノ好況ト労働賃金ノ騰貴トニヨリ、経営者及從業者ノ收益少ナカラサルモ、從テ得レハ從テ消費スル狀況ナルハ甚遺憾ニ堪ヘス、若シ如此ニシテ一朝不景氣ニ際セハ、忽チ蹉跌ノ不幸ヲ免レサルニ至ラム、各位ハ宜シク此際當業者ヲ警告シ、貯蓄ノ勵行ヲ奨励シ、以テ永遠ノ策ヲ樹テシメラムコトヲ望ム

五、伝染病ノ予防ニ関スル件

シ、其ノ成績ヲ比較シ、之ヲ当業者ニ知ラシムルハ現下ノ急務ニシテ、且適切ナル施設ナリト信ス、是レ南都留郡農會及南都留郡養蚕組合聯合會ニ於テ、本年十一月二十一日ヨリ同二十五日迄五日間、特産物品評會及繭品評會ヲ開催スルハ全ク此ノ意ニ外ナラサルヘシ、各位ハ町村農會及養蚕組合等ト協力シ、其ノ町村當業者ヲシテ多数出品セシムル様今ヨリ尽力シ、以テ所期ノ目的ヲ達セシメラレムコトヲ望ム

八、臨時手当給与ニ関スル件

町村吏員及小学校教員ニ支給スル臨時手当ハ、國費支弁ト同額ニ遅
クトモ九月廿五日迄ニ決定スヘシトノ通牒ニ基キ、各位ハ夫々措置
セラレタリト信スルモ、未タ其ノ報告ナキ向キアルハ甚遺憾ナリト
ス、右ハ通牒ノ趣旨ニ基キ必ス実行スヘキ義ニ付、未決定ノ向ニ在
リテハ速ニ其ノ手續ヲ了シ、以テ待遇上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

伝染病患者調

(大正八年九月二十七日調)

忍 野 村	瑞 穂 村	道 志 村	谷 村 町	町 村 名	腸 窒 扶 斯		パ ラ チ フ ス	
					発 生 患 者 数	現 在 患 者 数	発 生 患 者 数	現 在 患 者 数
九	六	一四	三六		全 治	死 亡	全 治	死 亡
二	一	六	一七					
一	二	一	八					
六	四	七	一一					
	五	九	一					
	一	六						
	一	一						
	三	二	一					

小立村	一八	八	五	五				
勝山村	一〇	六		四	一			一
計	九三	三九	一七	三七	一六	七	二	七

(大正二〜一三年「例規」)

(都留市蔵 旧禾生村役場文書七二)

【解説】 南都留郡からの大正八年の指示事項である。このなかで興味があるのは、機業経営の好調に浮かれず、資本蓄積の必要を指摘していることである。この指摘は翌年の甲斐絹大暴落を予見するものである。こうした大局的な見地から町村を指導する立場と、住民の郡に対する自治意識は薄い、自治体としての基礎が強固でない、という郡制廃止の論拠とがどうぶつかるのだろう。